

見積合わせ参加説明書

〔公用車（原付バイク）の売却〕

東根市総務部財政課

東根市では、市所有の公用車（原付バイク）を次のとおり売却します。

1. 売却車両

(R8.9.1 現在)

物件 番号	車名 型式	排気量	走行距離	購入年	特記事項	最低 売却価格
1	ホンダ スーパーカブ C50	49 cc	13,539 km	H6	エンジン不動 書類無し	10,000 円
2	スズキ バーディ BA41A	49 cc	9,609 km	H7	エンジン不動 ミラー無し 書類無し	5,000 円
3	スズキ バーディ BA14A	49 cc	1,572 km	H8	エンジン不動 書類無し	5,000 円

2. 売払い方法

見積合わせ（せり売りではありません。）

3. 物件の公開日時及び場所

(1) 日時 令和8年11月2日（月）～11月10日（火）午前9時～午後3時まで
（土・日曜日、祝日の閉庁日は除きます。）

(2) 場所 東根市役所北側車庫前（山形県東根市中央一丁目1番1号）

※事前に財政課管財係へご連絡の上、お越してください。

※上記以外の公開は行いません。

4. 見積合わせ参加受付及び見積書提出

(1) 日時 令和8年11月2日（月）～11月10日（火）午前9時～午後4時まで
（土・日曜日、祝日の閉庁日は除きます。）

(2) 場所 東根市役所3階 総務部財政課（山形県東根市中央一丁目1番1号）

※上記以外の受付はいたしません。

※郵送の場合は11月10日（火）午後4時まで必着。

5. 見積書の開札

見積書の開札は、令和8年11月10日（火）午後4時から東根市役所財政課において
行います。また、落札結果は、最高額落札者にのみご連絡いたします。

なお、結果は情報公開いたします。

6. 見積合わせ参加資格

個人または法人を対象といたします。

ただし、次の事項に該当する場合は、見積合わせに参加することが出来ませんので、
ご注意ください。

- (1) 成年被後見人
- (2) 未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 市税に関し、未納の税額がある者
- (5) 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 256 号）に基づく再生手続きの申立てをしている者
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者

7. 見積合わせに対する保証金

免除します。

8. 契約保証金

免除します。

9. 見積合わせの手順

- (1) 持参するもの

[個人の場合]

- ・ 見積合わせ参加申込書（様式 1）
- ・ 誓約書（様式 2）
- ・ 見積書（様式 3）及び封筒（別紙参照）
- ・ 運転免許証の写しまたは本人の住所、氏名等を確認出来るもの。
（顔写真のあるもの）
- ・ 住所地市町村の市町村税に滞納のない旨の証明書（発行後 2 ヶ月以内のもの）
（非課税の場合は、その証明書）

[法人の場合]

- ・ 見積合わせ参加申込書（様式 1）
- ・ 誓約書（様式 2）
- ・ 見積書（様式 3）及び封筒（別紙参照）
- ・ 登記事項証明書の写し（申請日前の 3 ヶ月以内のもの）
- ・ 所在市町村の市町村税に滞納がない旨の証明書（発行後 2 ヶ月以内のもの）

10. 見積書の書き方

- (1) 見積書には見積者の住所・氏名・電話番号及び見積金額を記入の上、必ず押印してください。なお、見積金額の訂正は無効となります。
- (2) 見積金額は、算用数字でペンまたはボールペンで記入し、見積金額の前に必ず「¥」

を付けてください。

- (3) 消費税は必要ありません。(落札金額と同一の金額が契約金額になります。)
- (4) 封筒については、別紙封筒の記入の仕方を参考に作成してください。

見積者の住所、氏名を記入し押印のうえ見積書を入れ、封筒の裏面に割印をしてください。

11. 落札者の決定

- (1) 最低売却価格以上で、最高の価格をもって有効な見積金額を提示された方を落札者といたします。
- (2) 最高の価格が同額の場合、くじ（開札の立会人）により決定させていただきます。
- (3) 落札者から辞退届が提出された場合は、次の高額見積者が落札の権利を有します。
- (4) 不正行為等が確認された場合は取り消しとなります。
- (5) 落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡してはならないものとします。

12. 見積合わせの無効

次に掲げる見積合わせをした場合は無効となります。

- (1) 見積合わせ参加資格を有していないものがした見積合わせ
- (2) 同一者が、同一物件に対し2通以上した見積合わせ
- (3) 見積金額を訂正した見積合わせ
- (4) 最低売却価格を下回る金額での見積合わせ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、見積合わせに関する条件に違反した見積合わせ

13. 契約の締結及び代金の納入

- (1) 契約金額は、落札者が見積書に記載した金額と同一となります。(消費税は必要ありません。)
- (2) 契約は、後日担当課である財政課からの連絡をもって契約締結させていただきます。
- (3) 代金の納入は、契約締結後、別に発行する納付書により期限（契約後7日以内）に納入していただきます。

14. 物件の引渡し

- (1) 物件の落札者への引渡し方法は、現保管場所での現状引渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いませんのでご注意ください。
- (2) 落札者は、契約締結の日から7日以内に落札物件を搬出してください。

15. 問い合わせ先

〒999-3795

東根市中央一丁目 1 番 1 号

東根市役所総務部財政課管財係

電話 （代表）0237-42-1111（内線 3137）

（直通）0237-48-6714

FAX 0237-43-2413

16. 関係書類

（１）見積合わせ参加申込書（様式 1）

（２）誓約書（様式 2）

（３）見積書（様式 3）

（４）契約書

《別紙》

封筒の記入の仕方

表		裏
<div>見積書</div> <div>東根市長 様</div> <div>物件 公用車(原付バイク)売却 (物件番号)</div> <div>見積者 住所 氏名</div> <div>印</div>		<div>印</div> <div>印</div>

※見積書を入れる封筒には、上記の様式により記入・押印してください。